

I 男女共同参画社会の意識づくり

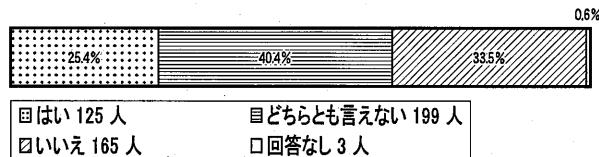
1 男女共同参画意識の高揚

① 男女共同参画意識を高める啓発活動

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりが固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、互いの人権を尊重しあい対等なパートナーシップをとることが大切です。誰もが個性と能力を發揮できるように、社会の慣習などを見直し、男女共同参画の意識を高めるために、広報誌や啓発パンフレット、学習会、研修会などの機会を通じて、啓発していきます。また、行政出版物において、男女共同参画の視点から、男女に基づく固定観念にとらわれない表現をするよう努めます。

問:男女共同参画社会に意識していますか。

回答	回答者数	男性	女性	割合
はい	125 人	80	45	25.4%
どちらとも言えない	199 人	80	119	40.4%
いいえ	165 人	73	92	33.5%
回答なし	3 人	2	1	0.6%
計	492 人	235	257	100.0%



調査:平成23年度

問:夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだと思いますか。

回答	回答者数	男性	女性	割合
はい	46 人	29	17	18.7%
どちらとも言えない	120 人	40	80	48.8%
いいえ	80 人	33	47	32.5%
回答なし	0 人	0	0	0.0%
計	246 人	102	144	100.0%

回答者数	男性	女性	割合
70 人	43	27	14.2%
191 人	86	105	38.8%
226 人	104	122	45.9%
5 人	2	3	1.0%
492 人	235	257	100.0%

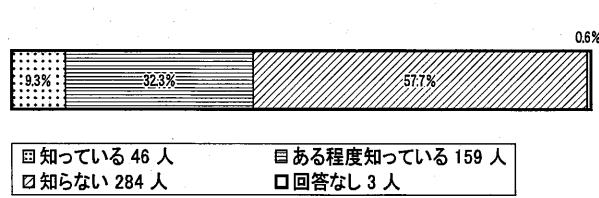
調査:平成18年度

調査:平成23年度

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきと思っている人が平成 18 年度は 18.7% ですが、平成 23 年度は 14.2% と減少していることがわかります。

問:ジェンダー(「男」「女」らしさ)の内容を知っていますか。

回答	回答者数	男性	女性	割合
知っている	46 人	31	15	9.3%
ある程度知っている	159 人	75	84	32.3%
知らない	284 人	127	157	57.7%
回答なし	3 人	2	1	0.6%
計	492 人	235	257	100.0%



調査:平成23年度

② ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止

恋人やパートナーとお互いを尊重しあえる関係であっても、暴力をふるったり、暴言をはいたりして相手を傷つけ束縛してしまうことがあります。

こうしたドメスティック・バイオレンス^{*1}の行動でないようにお互いの人権を尊重することが大切なことです。

問:ドメスティック・バイオレンスを受けたことがありますか。

回答	回答者数	男性	女性	割合	回答者数	男性	女性	割合
はい	15人	2	13	6.1%	16人	3	13	3.3%
いいえ	222人	98	124	90.2%	468人	227	241	95.1%
回答なし	9人	2	7	3.7%	8人	5	3	1.6%
計	246人	102	144	100.0%	492人	235	257	100.0%

調査:平成18年度

調査:平成23年度

ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある「はい」と答えた人が平成18年度は6.1%ですが平成23年度は、3.3%と減少しています。

③ セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)の防止

職場や家庭に限らず、相手に対して性的ないやがらせを含んだ言葉や行動は、相手に不愉快な思いをさせてしまい、人権を侵害することになります。

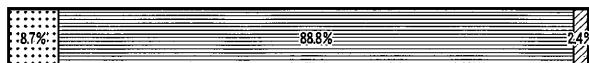
男女共同参画社会を形成していくうえで、このような言動などは、重要な問題として取り組んでいく必要があります。

セクシュアル・ハラスメント^{*2}を受けた女性が殻にとじ込もってしまうことがないように、相談活動を進め、その防止のための意識啓発を推進します。

*1・*2 参考資料 P1 参照

問:セクシュアル・ハラスメントを受けたことがありますか。

回答	回答者数	男性	女性	割合
はい	43 人	5	38	8.7%
いいえ	437 人	223	214	88.8%
回答なし	12 人	7	5	2.4%
計	492 人	235	257	100.0%



■はい 43 人 □いいえ 437 人 □回答なし 12 人

調査:平成23年度

セクシャル・ハラスメントを受けたことがある「はい」と答えた人、男性 5 人・女性 38 人と女性が多いことが明確です。年代別内訳は、女性 20 代 6 人、30 代 6 人、40 代 14 人、50 代 7 人、60 代 3 人、70 代 2 人となっています。

問:ストーカー規制法の内容を知っていますか。

回答	回答者数	男性	女性	割合
知っている	81 人	59	22	16.5%
ある程度知っている	252 人	116	136	51.2%
知らない	157 人	59	98	31.9%
回答なし	2 人	1	1	0.4%
計	492 人	235	257	100.0%



■知っている 81 人 □ある程度知っている 252 人
□知らない 157 人 □回答なし 2 人

調査:平成23年度

具体的施策	内容
広報紙、ホームページなどによる男女共同参画に関する啓発活動の推進	男女共同参画社会についての啓発やジエンダー ^{※3} （社会的性別）についての正しい理解を周知するために広報紙・ホームページなどを活用し啓発活動を推進します。
ドメスティック・バイオレンスの防止に関する広報・啓発活動の推進	ドメスティック・バイオレンスに関するパンフレットの配布、また講演会の開催など町民の意識を高めるための啓発活動を推進します。
セクシュアル・ハラスメントなどの予防に関する広報、啓発活動の推進および相談活動の充実	セクシュアル・ハラスメントをはじめ女性が被害者となるあらゆる暴力についての町民の認識を高めるための広報、啓発活動を推進します。また、町が実施している相談活動（人権・行政・心配ごと相談）の周知や充実を図ります。

※3 参考資料 P 1 参照

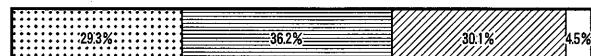
2 男女平等教育の推進

① 学校や家庭における男女共同参画を推進

男女共同参画社会実現の基礎となるのが学校教育での学習や家庭生活での体験です。すべての教育活動において、思いやりと自立の意識を育み、男女平等の人権意識を身につけるようになります。また、家庭生活における家事や育児、介護などについて性別による役割分担意識の見直しを促し、家族全員で協力しあう環境づくりを進めるための意識の啓発に努めます。

問:PTA活動について、男性と女性が平等だと思いますか。

回答	回答者数	男性	女性	割合
はい	144人	87	57	29.3%
わからない	178人	82	96	36.2%
いいえ	148人	55	93	30.1%
回答なし	22人	11	11	4.5%
計	492人	235	257	100.0%



□はい 144人
□わからない 178人
□いいえ 148人
□回答なし 22人

調査:平成23年度

問:学校教育について、男性と女性が平等だと思いますか。

回答	回答者数	男性	女性	割合
はい	240人	131	109	48.8%
わからない	166人	63	103	33.7%
いいえ	64人	30	34	13.0%
回答なし	22人	11	11	4.5%
計	492人	235	257	100.0%



□はい 240人
□わからない 166人
□いいえ 64人
□回答なし 22人

調査:平成23年度

問:進学について、男性と女性が平等だと思いますか。

回答	回答者数	男性	女性	割合
はい	272人	144	128	55.3%
わからない	145人	58	87	29.5%
いいえ	52人	21	31	10.6%
回答なし	23人	12	11	4.7%
計	492人	235	257	100.0%



□はい 272人
□わからない 145人
□いいえ 52人
□回答なし 23人

調査:平成23年度

問:家事について、男性と女性が平等だと思いますか。

回答	回答者数	男性	女性	割合
はい	112人	64	48	22.8%
どちらとも言えない	146人	78	68	29.7%
いいえ	233人	92	141	47.4%
回答なし	1人	1	0	0.2%
計	492人	235	257	100.0%



□はい 112人
□どちらとも言えない 146人
□いいえ 233人
□回答なし 1人

調査:平成23年度

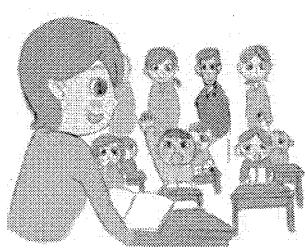
② 人権教育講演会の開催

人権とは、すべての人が幸せな生活を送るために必要な、誰もが生まれたときから持っている、人間が人間らしく生きていくために誰からも侵されることのない権利です。また、人権は、人類の生きてきた歴史の中で築かれてきた最も大きな財産であり、すべての人が夢と希望に満ち、自分らしく生きていくために必要不可欠なものです。

人権尊重社会の形成のために、講演会による人権教育の場を提供し、偏見や差別のない社会を目指します。



(人権教育講演会)



③ 男女共同参画講演会の開催

男女共同参画社会の形成のための教育や啓発として開催することにより、男女平等教育の場を提供し男女共同参画社会の早期実現を目指します。

男女平等意識の高揚に努め、男女差別意識の解消と女性の地位向上を図ります。



(男女共同参画講演会)

具体的施策	内容
学校などにおける男女平等を推進する教育の充実	学校における各教科をはじめ道徳、特別活動、総合的な学習の時間や幼稚園・保育園における男女平等を推進する教育の充実を図ります。
教職員など指導者に対する研修の充実	教職員など指導者を対象に、男女平等についての研修を実施し、その実践に努めます。
人権・行政・心配ごと相談窓口の充実	民生委員、人権擁護委員、行政相談委員による相談窓口を毎月第1・第3木曜日に開催しています。
人権に関する啓発活動の推進	人権啓発講演会を開催します。また、人権問題に関するパンフレットなどを作成し、啓発活動を推進します。
男女共同参画講演会の開催	男女共同参画社会の実現をテーマに講演会を開催し、男女共同参画に関する町民の意識啓発を図ります。